



目 次

告 示	ペー ジ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○保安林の解除	(治山林道課) 1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(水産政策課) 1
○道路の区域変更	(道 路 課) 1
○道路の供用開始	(") 1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請(2件)	(県民生活・男女共同参画課) 1
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
高知県教育委員会告示	
◎高知県立塩見記念青少年プラザの指定管理者の指定	(教育委員会事務局生涯学習課) 2
◎高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定	(") 2
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定	(") 2
◎高知県立県民体育館及び高知県立武道館の指定管理者の指定	(教育委員会事務局スポーツ健康教育課) 3
入札公告	
○一般競争入札(平成24年度高知県総合防災情報システム運用保守委託業務)の公告	(危機管理・防災課) 3

告 示

高知県告示第95号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年1月4日	有限会社岩城建築設計事務所 香南市市町東野1936-3	デイサービスときめき土佐山田店 香美市土佐山田町影山168番地 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第96号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
高知市仁井田字向山3527の5
- 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第97号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成24年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

高知県漁業協同組合の地区のうち旧手結漁業協同組合の地区
小型漁船漁業

高知県告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 昭和中村
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
高岡郡四万十町大井川字東又山1738番から	前	2.7 }	290
高岡郡四万十町大井川字東又山2388番133まで	後	10.6 }	290
		30.3	

高知県告示第99号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 山路中村
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長(メートル)	供用開始年月日
四万十市角崎字畑ノ下882番1地先から 四万十市不破字奥御前628番1地先まで	590	平成24年2月13日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったの

で、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
 なお、関係書類は、平成24年1月31日から2月間高知県文化生
 活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
 平成24年1月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成24 年1月 31日	特定非 営利活 動法人 しあわ せみか ん山	玉城 秀 大	高知市 神 田 2421番 地	この法人は、後継者不在の空き果樹畑を循環型農園として活用し、多様な活動を通じて、参加する人々へ健康的で心豊かな生活の創造、大自然と人がしあわせに共生する社会を構築する環境社会の創造を図り、農山村地域の活性化、及び千年先の未来のことまで考えた地球環境の保全に、寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年1月31日から2月間高知県文化生
 活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
 平成24年1月31日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的

平成24 年1月 31日	特定非 営利活 動法人 さめう らプロ ジェク ト	辻村 幸 生	土佐郡 土佐町 田 井 181番 地	この法人は、さめうら湖（早明浦ダム）及び吉野川上流地域を愛する人々に対して、地域資源を有効活用し、経済活動の推進を図ると共に、安心・安全・快適な環境づくりに取り組み、かつ、スポーツや社会教育等をとおして郷土愛・貢献愛を育み、地域力・人間力を高める活動を行うことによって、公益の増進に寄与することを目的とする。
--------------------	---	-----------	--------------------------------	--

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市東中筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成24年2月10日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	上原 治	中村市 楠島 1379
〃	畔元 正一	〃 〃 999-2
〃	松岡 一良	〃 〃 1975
〃	東 勇喜	〃 江ノ村 558
〃	岡本 保	〃 〃 866-1
〃	鳥谷 幸輝	〃 〃 784
〃	三吉 良	〃 森沢 2762-1
〃	花岡 憲一	〃 〃 3249-3
〃	遠近 利和	〃 〃 3553-3
監事	畠山 才	〃 〃 2665-イ
〃	岡山 修正	〃 江ノ村1286
〃	富永 智	〃 楠島 2222
(就任)		
理事	上原 準	四万十市楠島 1382
〃	畔元 正一	〃 〃 999-2
〃	西田 勝俊	〃 〃 3089-1
〃	東 勇喜	〃 江ノ村 558
〃	岡山 清香	〃 〃 1305

〃	萩 一亀	〃 〃 317
〃	三吉 茂	〃 森沢 2716
〃	寺尾 雄幸	〃 〃 2810-1
〃	寺尾 節夫	〃 〃 2783-1
監事	岡山 修正	〃 江ノ村1286
〃	松岡 一良	〃 楠島 1975
〃	大橋 武	〃 森沢 3120

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第1号

高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）第14条の規定により指定管理者の指定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年2月10日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称
高知県立塩見記念青少年プラザ
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市中秦泉寺365番地2
特定非営利活動法人たびびと
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県教育委員会告示第2号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月10日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称
高知県立香北青少年の家
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市香北町美良布1211番地
株式会社香北ふるさと公社
- 3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県教育委員会告示第3号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第14条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第18条第1号及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第18条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月10日
高知県教育委員会委員長 小島 一久

1 施設の名称
高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
財団法人高知県青年会館

3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

高知県教育委員会告示第4号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第17条第1項及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第17条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第21条第1号及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第21条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成24年2月10日
高知県教育委員会委員長 小島 一久

1 施設の名称
高知県立県民体育館及び高知県立武道館

2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
財団法人高知スポーツ振興財団

3 指定期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年2月10日
高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量
平成24年度高知県総合防災情報システム運用保守業務委託一式

(2) 業務の特質等
入札説明書による。

(3) 履行期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす

る。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格
次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成21～23年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 国又は地方公共団体において、平成19年度以降に防災情報システムの構築業務及び運用保守業務のそれぞれにおいて受注及び業務遂行の実績を有する者であること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県危機管理部危機管理・防災課
電話番号088-823-9311

(2) 入札説明書の交付方法
平成24年2月10日（金）から同年3月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成24年3月23日（金）午前10時
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年3月21日（水）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所
高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県庁北庁舎3階 第3会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した国又は地方公共団体での平成19年度以降の防災情報システムの構築業務及び運用保守業務のそれぞれにおける受注及び業務遂行の実績を証明する書類を平成24年3月16日までに提出しなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効
この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法
規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) 契約書作成の要否
要

(8) 資格審査に関する事項
2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年2月29日（水）までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。

(10) 調達手続の停止等
平成24年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Commission Name: Subcontracting of the Operation and Maintenance of the Kochi Prefecture Comprehensive

Disaster Prevention Information System for Fiscal
2012

(2) Deadline for tender (by hand) : 10:00 A.M. on
Friday 23 March 2012

(3) Deadline for tender (by registered mail) : 5:00
P.M. on Wednesday 21 March 2012

(4) Department in Charge: Disaster Management
Division, Department of Disaster Management, Kochi
Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi
City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9311